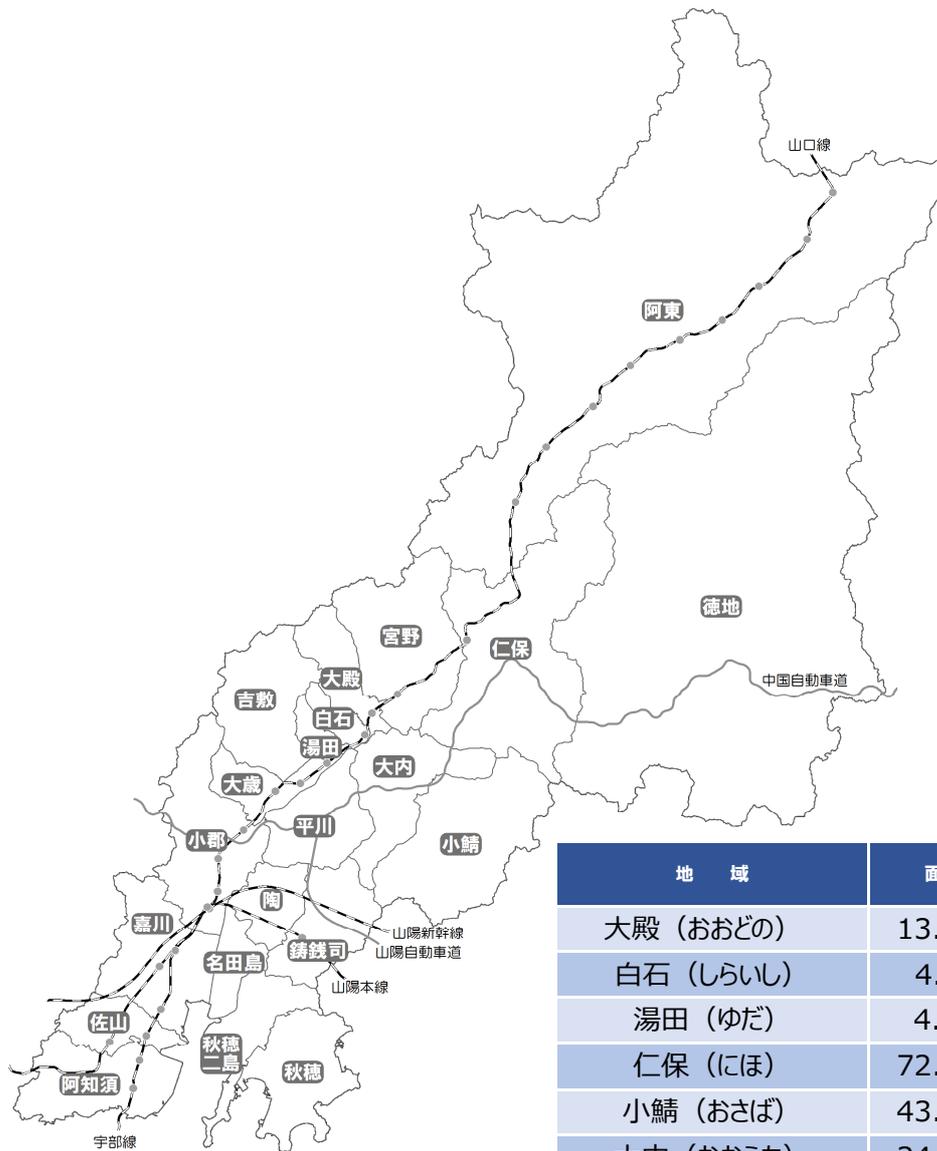


【 資 料 編 】

1. 地域の概況
2. 誘導施設
3. 策定体制
4. 山口市立地適正化計画策定協議会
5. 策定協議会委員
6. 山口市立地適正化計画連絡会議
7. 用語解説

資料編

1. 地域の概況



地域	面積	平成30年9月30日現在 人口 (住民基本台帳)
大殿 (おおどの)	13.07 Km ²	7,726 人
白石 (しらいし)	4.71 Km ²	10,849 人
湯田 (ゆだ)	4.09 Km ²	12,593 人
仁保 (にほ)	72.84 Km ²	3,081 人
小鯖 (おさば)	43.82 Km ²	4,358 人
大内 (おおうち)	24.92 Km ²	23,374 人
宮野 (みやの)	38.41 Km ²	14,188 人
吉敷 (よしき)	26.67 Km ²	14,861 人
平川 (ひらかわ)	19.61 Km ²	16,378 人
大歳 (おおとし)	10.82 Km ²	13,432 人
陶 (すえ)	11.52 Km ²	2,310 人
鑄銭司 (すぜんじ)	20.42 Km ²	2,521 人
名田島 (なたじま)	8.93 Km ²	1,338 人
秋穂二島 (あいおふたじま)	16.15 Km ²	2,319 人
嘉川 (かがわ)	28.87 Km ²	6,848 人
佐山 (さやま)	12.02 Km ²	2,823 人
小郡 (おごおり)	33.39 Km ²	25,666 人
秋穂 (あいお)	24.09 Km ²	6,669 人
阿知須 (あじす)	25.49 Km ²	9,383 人
徳地 (とくぢ)	290.33 Km ²	5,902 人
阿東 (あとう)	293.06 Km ²	5,666 人

資料編

2. 誘導施設

誘導施設		誘導施設に該当する建築物	届出が必要となる行為		
			都市機能誘導エリア内		都市機能誘導エリア外
			山口都市機能誘導エリア	小郡都市機能誘導エリア	
医療	地域医療支援病院	・医療法第4条第1項に定める「地域医療支援病院」に該当するもの	休止・廃止	休止・廃止	開発行為 建築等行為
	二次救急病院	・消防法に基づく救急病院等を定める省令第2条第1項により告示された「救急病院」であって、山口県医療計画に定める「病院群輪番制病院」に該当するもの	休止・廃止	休止・廃止	開発行為 建築等行為
	血液センター	・次に掲げるもの 1)日本赤十字社が設置する血液センター	休止・廃止	開発行為 建築等行為	開発行為 建築等行為
教育	専修学校、各種学校	・学校教育法第124条に定める「専修学校」に該当するもの ・学校教育法第134条第1項に定める「各種学校」に該当するもの(自動車教習所を除く)	休止・廃止	休止・廃止	開発行為 建築等行為
	高等学校、大学	・学校教育法第1条に定める「高等学校」、「大学」に該当するもの	休止・廃止	休止・廃止	開発行為 建築等行為
交通	バスターミナル	・次に掲げるもの及びその他これに類するもの 1)新山口駅北口駅前広場	休止・廃止	休止・廃止	開発行為 建築等行為
教育文化	市民会館	・次に掲げるもの 1)山口市民会館	休止・廃止	開発行為 建築等行為	開発行為 建築等行為
	図書館、博物館、美術館	・図書館法第2条第2項に定める「公立図書館」に該当するもの ・博物館法第2条第2項に規定する「公立博物館」及び同法第29条に規定する「博物館に相当する施設」に該当するもの(特定の個人又は特定の地区の資料の収集、保管および展示棟に関するものを除く)	休止・廃止	開発行為 建築等行為	開発行為 建築等行為
商業	床面積3,000㎡を超える商業施設	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める「大規模小売店舗」に該当するものであって、同行第1項に定める「店舗面積」が3,000㎡を超えるもの	休止・廃止	休止・廃止	開発行為 建築等行為
娯楽・文化	劇場、映画館等	・興行場法大1条第2項に定める「工業上営業」を営む施設に該当するもの(スポーツを講習に見せるものを除く)	休止・廃止	休止・廃止	開発行為 建築等行為
文化	歴史を学ぶ拠点施設	・次に掲げるもの及びその他これらに類するもの 1)菜香亭 2)十朋亭維新館	休止・廃止	開発行為 建築等行為	開発行為 建築等行為
	伝統産業及び伝統産業継承施設	・次に掲げるもの 1)山口ふるさと伝承総合センター 2)匠のまち創造支援時業補助金交付要綱第4条第1項第1号、第2号及び第3号により指定された事業者が事業を行うために設置するもの	休止・廃止	開発行為 建築等行為	開発行為 建築等行為
情報文化	情報教育・学習施設	・次に掲げるもの及びその他これに類するもの 1)山口情報芸術センター	休止・廃止	開発行為 建築等行為	開発行為 建築等行為
	情報関連研究施設、情報文化施設		休止・廃止	開発行為 建築等行為	開発行為 建築等行為
健康増進	温泉を活用した健康増進施設、保養施設	・次に掲げる者及びその他これに類するもの 1)(仮称)多世代交流・健康増進拠点施設	休止・廃止	開発行為 建築等行為	開発行為 建築等行為

3. 策定体制

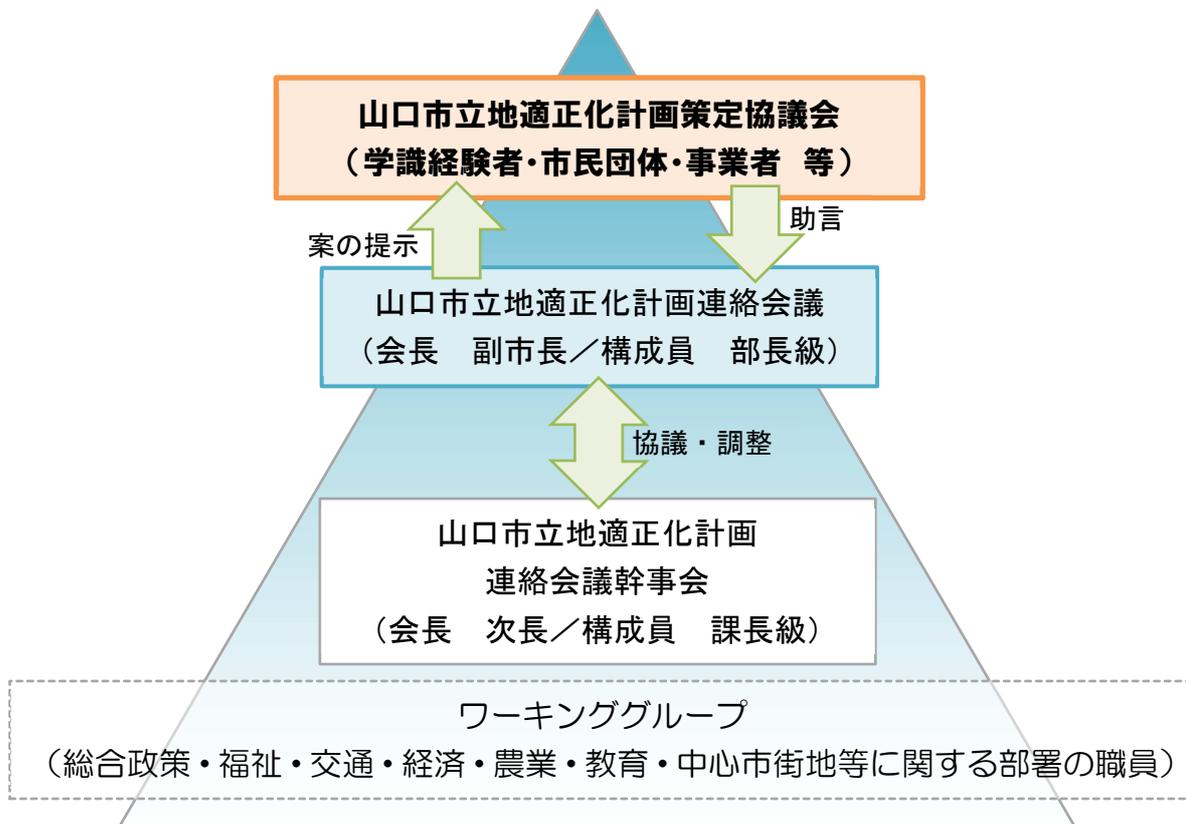


図 本計画の策定体制

資料編

4. 山口市立地適正化計画策定協議会設置要綱

山口市立地適正化計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条の規定に基づく立地適正化計画(以下「計画」という。)の策定に関し、必要な協議を行うことを目的として、山口市立地適正化計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(掌握事務)

第2条 協議会は、計画の策定に関して必要な事項について調査、研究、協議し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画を策定した年度の末日までとする。ただし、委員に異動があった場合における当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 第3条第2号に規定する委員が協議会を欠席する場合、会長は、当該委員の申し出により、当該団体の構成員等の代理出席を認めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開するものとする。ただし会長が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、計画を策定した年度の末日をもって、その効力を失う。

資料編

5. 策定協議会委員

山口市立地適正化計画策定協議会 委員名簿

平成 30 年 4 月 20 日現在

区 分		所 属	氏 名
学識経験者	都市計画	山口大学大学院 創成科学研究科 教授	榊原 弘之
	経済	山口大学 経済学部 准教授	齋藤 英智
	福祉	山口県立大学 社会福祉学部 教授	前田 哲男
	交通	山口市公共交通委員会 副委員長(交通ジャーナリスト)	鈴木 文彦
関係団体	医療	山口市医師会 会長	淵上 泰敬
		山口市吉南医師会 会長	西田 一也
	福祉	山口市社会福祉協議会 会長	原 昌克
	教育	山口市教育委員会 委員長	大野 嘉香 (平成 28 年 7 月～) 宮原 久美子 (平成 28 年 12 月～)
	住宅	一般社団法人山口県宅建協会山口支部 支部長	西村 俊爾 (平成 28 年 7 月～) 尾村 成一 (平成 30 年 4 月～)
	経済	山口商工会議所 副会頭	藤本 利明 (平成 28 年 7 月～) 石田 光一郎 (平成 28 年 11 月～)
山口県央商工会 会長		富田 正朗	
市民	地域	山口市自治会連合会 会長	清水 力
	NPO	特定非営利活動法人あっと	中村 優子

オブザーバー

区 分		所 属	氏 名
行政機関等	国	国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課 課長	原 朋久 (平成 28 年 7 月～) 辻野 満 (平成 30 年 4 月～)
	県	山口県土木建築部都市計画課まちづくり推進班 主幹	野嶋 秀範 (平成 28 年 7 月～) 工藤 展照 (平成 30 年 4 月～)

資料編

6. 山口市立地適正化計画連絡会議設置要綱

山口市立地適正化計画連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 山口市立地適正化計画に関する重要事項を審議検討するため、山口市立地適正化計画連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 立地適正化計画を定めるための検討に関すること。
- (2) 立地適正化計画に関する基本的な方針に関すること。
- (3) 居住誘導区域及び都市機能誘導区域に関すること。
- (4) その他、立地適正化計画に関する特に重要な事項の審議検討に関する こと。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て、副会長は、都市整備部長をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

(副会長)

第5条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 所掌事務を推進するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事長は、都市整備部次長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が審議事項の内容に応じて関係幹事を招集する。

5 幹事会の会議は、書面をもって開催に代えることができる。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

会 長	副市長
副会長	都市整備部長
委 員	総務部長
	総合政策部長
	地域生活部長
	健康福祉部長
	こども未来部長
	商工振興部長
	農林水産部長
	上下水道副局長
	教育部長

別表第2 (第7条関係)

幹事長	都市整備部次長
幹 事	総務課長
	防災危機管理課長
	企画経営課長
	スマートシティ推進室長
	生活安全課長
	高齢福祉課長
	介護保険課長
	障がい福祉課長
	健康増進課長
	こども未来課長
	ふるさと産業振興課長
	農業振興課長
	農山村づくり推進課長
	都市計画課長
	交通政策課長
	都市整備課長
	道路建設課長
	河川治水課長
	中心市街地活性化推進室長
	下水道整備課長
	教育総務課長

資料編

7. 用語解説

【あ行】

アイデンティティ

環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。自己同一性、帰属意識、他と区別された独自の性質のこと。

アクセシビリティ

情報やサービスなどの利用しやすさのこと。本計画では、公共交通の利用しやすさを示す指標としている。

【か行】

基幹型地域包括支援センター

介護保険法に基づく施設で、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。介護保険法に規定される介護予防支援事業及び包括支援事業、市内に設置された地域包括支援センターの統括業務等を行う。

既存ストック

整備済みの道路や公園などの都市施設や住宅などの建築物。

救急告示病院

消防法に基づく「救急病院等を定める省令」により都道府県知事が告示した医療機関で、救急搬送される傷病者を24時間体制で受け入れる医療機関。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定される区域で、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため指定される区域。

ゲートウェイ

入口。玄関。

建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

公共交通分担率

移動で利用した主な交通手段が公共交通である者の割合。本計画では、国勢調査において、主な交通手段が「鉄道・電車」と「乗合バス」である者、交通手段が2種類となる場合で公共交通での移動が含まれる者の全交通手段に占める割合としている。

高次都市機能

行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を越え、広域的に影響力のある機能。

交通結節点

異なる移動手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。鉄道駅や主要なバス停等を指す。

交通弱者

自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。特に公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人を指す。

高齢化率

総人口に占める65歳以上の者の割合。

高齢者向け交流施設

高齢者の方々の生きがいづくり・健康づくりや交流の場となる施設。高齢者生きがいセンターや老人憩の家等のこと。

コミュニティ交通

地域をきめ細かくカバーし、地域の中心地や基幹交通に接続する移動手段。

コミュニティ施設

交流施設等。

【さ行】

産業支援拠点施設

地域の支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営相談に対応する施設。

地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づき指定される区域で、地すべりしている区域又は地すべりのおそれのきわめて大きい区域である地すべり区域や、これに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又はそのおそれのきわめて大きい区域で、公共の利害に密接な関連を有するものとして指定される区域。

自然的土地利用

農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもの。都市的土地利用以外の土地利用の総称。

集約型都市構造

都市圏内の一定の地域を、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、それらを公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。都市圏内の多くの人にとっての暮らしやすさと当該都市圏全体の持続的な発展を確保することが可能となる。

新耐震基準

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56(1981年)年6月1日以降に着工した建築物の確認申請において適用されている基準。震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。

専門店舗

特定の種類の商品だけを取り扱う小売店。本計画では、小売店や飲食店、娯楽施設といった複数の商業施設を持つ百貨店や複合型商業施設及び主に生鮮食料品を取り扱う食料品販売店舗と区別している。

ゾーニング

都市計画法や建築基準法に基づき、用途地域や土地・建物利用等に応じて土地利用制限を行うなど、土地利用を区分すること。

【た行】

ターミナル機能

公共交通機関等の終発着・乗り換え機能。

地域医療支援病院

一次医療の中心となるかかりつけ医などの診療所への支援を担い、都道府県に承認された病院。

小さな拠点

小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組。

超高齢社会

65歳以上の人口の割合が全人口の21%を超える社会。

津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定される区域で、津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地として指定される区域。

津波災害特別警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定される区域で、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地として指定される区域。

低炭素社会

地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会。

特定機能病院

高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備え、厚生労働大臣に承認された病院。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない区域（市街化調整区域を除く）において、その良好な環境の形成や保持のために、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域。

特別用途地区

用途地域内において特別の目的から特定の用途の利便の増進、環境の保護等を図ることで、用途地域の制度を補完するために定める地区。

都市核

行政、業務、商業、文化などの高次都市機能が集積し、人々の生活文化や事務所の経済活動等に対して広域的に質の高い都市的サービスを提供する拠点。広域県央中核都市の核となるエリア。

都市型温泉地

市街地に立地する温泉地。

都市機能

行政、文化、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種サービスを提供する機能。

都市機能増進施設

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設。

都市計画区域

市または一定の要件を備える町村の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域などのことで、都道府県が都市計画法に基づき指定した区域。

都市的サービス

都市が備えるべき機能で、公共サービス、公共交通、医療、商業、教育、文化、専門サービス、娯楽等の機能。

都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用。

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき指定される区域で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認

められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地として指定される区域。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づいて指定される区域で、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地として指定する区域。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく、土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業。快適な都市環境をつくるため、面的整備がされていない市街地について、土地の区画の整形化や、土地所有者から土地の一部を提供していただき、新たに公園や道路を整備するもの。

【な行】

二次救急医療機関

病院群輪番制等により、入院を要する救急医療を担う医療機関。

乗合バス

需要に応じ、有償で、不特定多数の旅客を運送するバスのことで、経路を定めて定期に運行し、設定された運行系統の起終点及び停留所で乗客が乗降する運行形態のこと。

【は行】

ハザードマップ

一定時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を凶にした災害予測図。住民が安全に避難できるよう被害の予想区域や程度、避難場所などが示されている。

バリアフリー

障がい者や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

販売効率

商業集積地区ごとの産業分類小分類別における1事業所当たりの年間商品販売額や従業者1人当たりの年間商品販売額、売場面積1㎡当たりの年間商品販売額といった商品を販売する上での効率性のこと。

複合型商業施設

小売店や飲食店、娯楽施設といった複数の商業施設を持つ大型施設。本計画では、専門店舗や主に生鮮食料品を取扱う食料品販売店舗と区別している。

普通会計

全国統一の基準で他の地方公共団体と比較できるように、一般会計と特別会計の一部を合わせた統計上の会計。

法定耐用年数

本来用途に使用できると見られる推定の年数。

【ま行】

メッシュ

緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域に分けて、それぞれの区域に関する統計データを編成したものの。ほぼ同一の大きさ及び形状の区域を単位として区分されているので、メッシュ相互間の計量的比較が容易なうえ、時系列的比較が容易なため、多くの分野で利用されている。

メディア・アート

芸術表現に新しい技術的発明を利用する、もしくは新たな技術的発明によって生み出される芸術の総称的な用語。特に、映像やコンピュータ技術をはじめとする先端技術の使用を積極的に志向する芸術。

メディア・テクノロジー

人の五感や能力を拡張するコンピューター、センサー、ネットワークや映像を活用したコミュニケーションを促進する技術。

モータリゼーション

自動車为社会と大衆に広く普及し、人々の生活の中で広く利用される現象。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての人が使いやすいようにするデザイン。

容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

用途地域

都市計画の地域地区のうち最も基礎的な制度で、住環境の保護と機能的な都市活動を確保するため、都市全体の土地利用の枠組みを定めるもの。住居、商業、工業などそれぞれの目的に応じて13種類ある。

【ら行】

ライフスタイル

生活の様式や形式のこと。

レクリエーション施設

疲れを癒すための休養や気晴らし、またそのために行う様々な活動を行う施設。